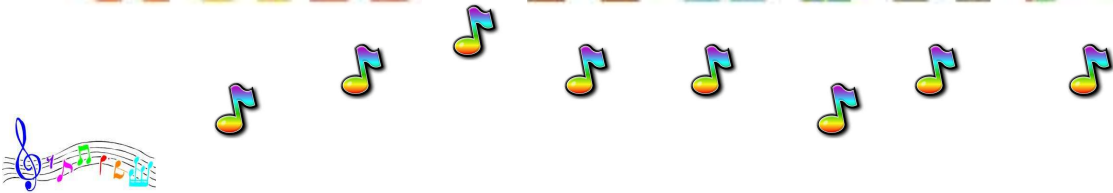


三股町

# まちづくり基本条例解説書



三股町

# 目 次

前文	P1
第1章 総則	P2
(1) 目的(第1条)	P2
(2) この条例の位置づけ(第2条)	P2
(3) まちづくりの主体(第3条)	P3
(4) 基本となる用語(第4条)	P4
第2章 まちづくりの基本原則	P6
(1) 町民自治の原則(第5条)	P6
(2) 情報共有の原則(第6条)	P6
(3) 参加の機会確保の原則(第7条)	P7
(4) 協働の原則(第8条)	P7
第3章 まちづくりの主体における権利と役割	P8
第1節 町民の権利と責務	P8
(1) 町民の権利(第9条)	P8
(2) 町民の責務(第10条)	P8
第2節 地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者の役割	P9
(1) 地域コミュニティの役割(第11条)	P9
(2) 地域コミュニティ活動への参加(第12条)	P10
(3) 町民活動団体の役割(第13条)	P10
(4) 町民活動団体の活動の尊重(第14条)	P10
(5) 事業者の協力(第15条)	P11
第3節 町役場の役割	P11
(1) 町長の役割(第16条)	P11
(2) 町の行政機関の役割(第17条)	P12
(3) 町職員の役割(第18条)	P12
第4章 参加と協働のまちづくりを行うための仕組み	P13
第1節 情報の公開、提供及び説明責任	P13
(1) 情報の公開、提供(第19条)	P13
(2) 説明責任(第20条)	P14
第2節 町民等の町政への参加の機会確保	P14
(1) 計画策定等と施策実施時における参加の機会確保(第21条)	P14
(2) 参加の方法(第22条)	P15
(3) 委員の公募(第23条)	P16
(4) 意見等の広聴(第24条)	P17
第3節 参加と協働のまちづくりを行うための町政運営	P17
(1) 総合計画等によるまちづくり(第25条)	P17
(2) 財政運営(第26条)	P18
(3) 助け合い体制の構築(第27条)	P18
第5章 まちづくりの主体による協働の推進	P19
(1) 各主体の連携・協力(第28条)	P19
(2) 活動に対する支援・育成(第29条)	P20
(3) 町民等からの協働のまちづくりの提案(第30条)	P20
(4) 協働のまちづくり推進会議(第31条)	P21
第6章 町議会及びその他の機関との連携	P22
第1節 町議会との関係	P22
(1) 町議会との連携等(第32条)	P22
第2節 その他の機関との連携	P22
(2) 近隣の自治体等との連携及び協力(第33条)	P23
第7章 条例の見直し	P24
(1) 条例の見直し(第34条)	P24
第8章 補則	P24
(1) 委任(第35条)	P24
附則	P24

## 三股町まちづくり基本条例と解説

### (前文)

三股町は、高千穂の峰をはじめとする雄大な霧島山系を眺望する都城盆地の南東に位置し、鰐塚山系の緑豊かな山々をいただきながら山系に源を発する多くの清流が町民の生活を潤すとともに、宮崎を代表するつつじの名所、椎八重公園や桜の名所、上米公園などの花の名所が点在する「花と緑と水」のまちである。ここに、棒踊りをはじめ各地域ごとに特色のある伝統や文化、芸能を脈々と受け継いで人々が暮らしてきた。

そして、全国的に市町村の合併が進む中、単独町政を自ら選択し、古くから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、先人達の自治への取組を礎に私たちの町が持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれた自主、自立のまちづくりを町民と町役場との協働により目指すこととした。

今日、地域のことは地域の責任のもとに決定し個性豊かな地域を実現しようとする社会の到来を目指そうとしている。今後のまちづくりは、町民一人一人がまちづくりの構成員であることを自覚し、人と人とのつながりをはぐみながら主体的にまちづくりに参加していくとともに、町民、町役場は、それぞれの立場を尊重しながら「自助」、「共助」、「公助」の考えを基本に相互に補いながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要がある。

そこで、地方分権の時代における三股町のまちづくりの確立を目指すために地方自治法(昭和22年 法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づく二元代表制のもとに、まちづくりに関する基本原則や町民の参加、協働の仕組みを定め、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するために、この条例を制定する。

### 【趣旨】

前文は、この条例を制定する意義について掲げています。

### 《解説》

1. 自主自立の道を選んだ本町が、人口減少・少子高齢社会を迎える中で地方分権の進展により、地域のことは、地域に住む町民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を目指そうとしています。今後、持続的な発展を可能とするまちづくりを進めるためには、従来の町役場主体による手法だけではなく町民等がまちづくりに主体的に参加しながら町役場と互いに連携して協働によるまちづくりを進めていくことも必要です。
2. そのためには、町民がまちづくりの主体としての役割を自覚し積極的にまちづくりに参加するとともに今後、町民、町役場はそれぞれの立場・特性を尊重しながら「自助」「共助」「公助」の社会的な役割分担の考え方を基本にそれぞれの役割を理解し担いかつ相互に補いながら協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。
3. この条例は、自立と協働で創る元気なまち三股を実現するため地方自治法の規定に基づく二元代表制のもと町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的として制定しました。  
前文の「地方自治法の規定に基づく二元代表制のもとに・・・まちづくりを推進するために、この条例を制定する。」とは、まちづくりにおける指針や参加・協働の仕組みを定めることにより町民等の多様な意見を聴き集約しながら町長及び町議会が最終的な意思決定を行うことを言います。

### 【参考】

「自助」：個人や家庭が解決できることは個人や家庭で解決しましょう。

「共助」：それでも解決できない場合は、自治公民館やNPO法人、ボランティア団体などの地域がサポートしましょう。

「公助」：それでも解決できない場合は、行政が支援しましょう。

## 第1章 総則

第1章は、4条で構成され、目的（この条例が何を指すのか）、この条例の位置づけ（この条例と他の条例との関係）、まちづくりの主体（この町のまちづくりの主役は誰か）、基本となる用語（この条例で使われている用語の意味（定義））を定めています。

### （目的）

**第1条 この条例は、自立と協働でつくる元気なまち三股を実現するため、法の規定に基づく二元代表制のもと、まちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、町民等、町役場の役割や責務等を定めることにより町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的とする。**

### 【趣旨】

第1条は、本条例に規定する内容を明らかにし、達成すべき目的を定めたものです。

### 《解説》

1. 第1条は、今後のまちづくりは、町民等のまちづくりへの参加を進め町民等と町役場との協働によるまちづくりを基本とすることを規定しています。そのために地方自治法で定める二元代表制のもとまちづくりに必要なルール（基本原則）や町民等、町役場の役割と責務、推進の仕組み等について明らかにすることにより協働のまちづくりを推進していくことを表明しています。なお「法の規定に基づく二元代表制のもと・・・町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的とする。」とは、まちづくりにおける指針や参加・協働の仕組みを定めることにより町民等の多様な意見を聴き、集約しながら町長及び町議会が最終的な意思決定を行うことを言います。

### 【参考】

- \* 1 町民等とは、町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者をいいます。定義については、第4条に定めています。
- \* 2 まちづくりに関する基本原則は、第2章 まちづくりの基本原則（第5条から第8条）に定めています。
- \* 3 町民等、町役場の役割と責務は、第3章 まちづくりの主体における権利と役割（第9条から第18条）に定めています。

### （この条例の位置づけ）

**第2条 この条例は、まちづくりの基本となる条例であり、町民等、町役場は、法令等に違反しない限りにおいて、この条例の趣旨を尊重してまちづくりを進めるものとする。**

**2 町役場は、条例、規則等の制定、改正及び総合計画や重要な計画の策定、改定、実施にあたっては、法令等に違反しない限りにおいて、この条例で定める事項との整合性を図るものとする。**

### 【趣旨】

第2条は、本条例と他の条例等との関係について定めたものです。

### 《解説》

1. この条例は、まちづくりの基本となる条例であり、町民等、町役場は、法令等（法律、命令、他の条例及び条例施行規則）に違反しない限りにおいてこの条例の趣旨を尊重してまちづくりを進めることを表明しています。
2. また、町役場は、まちづくりに関する条例、規則等の制定、改正や将来の本町のまちの内容

を決める総合計画及びその他のまちづくりに関する重要な計画の作成・改定及び施策の実施にあたっては、法令等に違反しない限りにおいてこの条例に定める事項との整合性を図って制定、作成することによりまちづくりを推進することとしています。

法令等(等とは条例を含む)に違反しない限りにおいては、法令等に規定がされているものは法令等が優先されることを意味します。なお、条例についても法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はないため、条例に規定がある場合は個々の条例の規定が優先されます。これらを例示すると、地方自治法やその他の法律に規定がある場合はそれらが優先されること及び、町税に関する条例など、町役場が一方的に義務を課し権利を制限するものや、法令等からの委任により条例に内容や手続等が定められている場合などが考えられます。

3. なお、この条例には罰則規定を設けていません。「罰則」とは、個別具体的な行為の違反をとらえて適用されるものですが、この条例は、町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的とする条例であるため、罰則はなじまないものと考え設けていません。

#### **(まちづくりの主体)**

**第3条 この条例におけるまちづくりの主体とは、町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者、町役場のそれぞれをいう。**

#### **【趣旨】**

第3条は、本町におけるまちづくりの主体は誰なのかを規定しています。

#### **《解説》**

1. まちづくりの主体として、①町民、②地域コミュニティ、③町民活動団体、④事業者、⑤町役場の五つを定めています。これは、地域社会が抱える様々な課題の解決や協働のまちづくりを進めていくためには、本町に関係する幅広い人々の参加と協働が必要であるという考えからです。
2. まちづくりは、町役場だけでなく、町民、自治公民館やPTA、壮年連絡協議会などの地域コミュニティ、NPO法人やボランティア団体などの町民活動団体、営利を目的とする事業者が各々の特性をいかしながら協働のまちづくりの推進に向けた連携を図ることが重要です。ここでは、本町の実情に合わせてまちづくりの主体を定めることとしました。
3. 本条例では、町議会がまちづくりの主体に含まれていません。町議会も、まちづくりの主体であることに相違はありませんが、議会は、町の最終的な意思決定及び執行機関の運営が適正に行われているかを監視する役割が主要な責務であることから本条例のまちづくりの主体には含まれていません。  
なお第6章の「町議会及びその他の機関との連携」、第1節「町議会との関係」でこの条例と町議会との関係を定めています。

#### **【参考】**

- \* 1 まちづくりの主体の定義は、第4条（基本となる用語）でその範囲を定めています。

**(基本となる用語)**

**第4条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 伝統文化や自然を大切にしながら、協働による快適に安心して暮らすことのできる豊かな地域社会をつくるための公共的な取組(法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するものを除く。)をいう。
- (2) 町民 本町の区域内に住所を有する個人をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて住み良い地域社会をつくることを目的に自主的に活動する団体をいう。
- (4) 町民活動団体 営利、宗教及び政治を目的とせず福祉、文化及びスポーツなど一定の目的を持った公益性のある活動を町内を中心に行う者(本町の区域内に主たる事務所を有する者)をいう。
- (5) 事業者 本町の区域内において営利又は非営利(前号の規定に関するものを除く。)を目的として主たる事務所等を有し事業を行う者をいう。
- (6) 町役場 町長その他の町の行政機関をいう。
- (7) 町民等 町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者のまちづくりの主体をいう。
- (8) 協働 町民等、町役場が対等の関係でそれぞれの役割分担に基づき連携、協力しながら、まちづくりの推進及び地域社会の課題の解決を図る公共的な行動をいう。

**【趣旨】**

第4条は、この条例のなかで使われる基本となる用語の意味を説明しています。本条は、この条例を読むにあたり、認識を共有しておくことが必要な用語について説明したものです。

**《解説》**

1. (1) まちづくり

まちづくりとは、田園や里山が醸し出すのどかさや都市的な利便性を合わせもった本町の環境のもとで、伝統文化や自然を大切にしながら快適に安心して住める豊かな地域社会を協働でつくるためにまちづくりの主体が行う公共的な活動をいいます。これらの活動をまちづくりの内容から例示すると、第5次三股町総合計画にもとづく取組や自治公民館等による公共的な取組等を、法的な側面から例示すると、地方自治法第2条第8項の自治事務の範囲内での取組みを想定しています。但し、これらの取組には、地方自治法やその他の法令で定める選挙権、直接請求や住民投票(条例に基づく住民投票を含む)、これらに類するものについては、この条例の趣旨からまちづくりの定義には含まれません。なお地方自治法に基づく選挙権に関すること、直接請求や住民投票(条例に基づく住民投票を含む)及びこれらに類するものとは、次のものを言います。

■選挙権：地方自治法第11条に規定する選挙権に関すること。

■直接請求：地方自治法第12条、第13条、第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する直接請求に関すること。

■住民投票：法第74条第1項、第76条第3項、第80条第3項、第81条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第13項及び第5条第21項に基づく住民投票並びに任意の住民投票条例に基づく住民投票に関すること。

■これらに類するもの：地方自治法第242条第1項、第242条の2第1項規定する住民監査請求及び住民訴訟に関すること、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関すること並びに他の法令に規定する選挙権、直接請求、住民投票並びに地方自治法第242条第1項及び242条の2第1項、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関することと類するもの及び著しく条例の前文や第1条、第8条の趣旨と一致しないと認められるもの。

2. (2) 町民

町民とは、①本町の区域内に住所を有する個人(本町の区域内に住民基本台帳法に基づく住民登録(住民票)を有しかつ現に生活の本拠地として居住している個人)を言います。これは、

地方自治法第10条の考え方を基本としています。

3. (3) 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、地方自治法第260条の2の「町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基いて形成された団体」と同義で、本町では自治公民館など居住地区を同じくする町民が自治や地域的特性などの結びつきにより自主的に活動する組織を言います。主に自治公民館、PTA、壮年連絡協議会などの組織を想定しています。この地域コミュニティの考え方も地方自治法第10条の考え方を基本としています。

4. (4) 町民活動団体

町民活動団体とは、営利、宗教及び政治を目的とせず福祉、文化及びスポーツなど一定の目的を持った公益性のある活動を町内を中心に行う団体で、本町の区域内に主たる事務所を有するものを言います。想定しているものとしては、三股町ボランティア連絡協議会に属し町内で福祉活動を行うグループや演劇を行う団体、環境活動に取り組む団体などのボランティア団体及びNPO法人を言います。町民活動団体の考え方も地方自治法第10条の考え方を基本としています。

5. (5) 事業者

本町の区域内に主たる事務所又は本店を有し営利又は非営利を目的として事業を行う法人又は個人の事業者を言います。想定している者としては、営利を目的とするものとしては、株式会社や個人事業主などを、非営利を目的とするものとしては、一般社団法人、一般財団法人や学校法人、医療法人などを想定しています。なお、前第4号に規定する町民活動団体については除きます。事業者の考え方も地方自治法第10条の考え方を基本としています。

6. (6) 町役場

町議会以外の町の行政事務を行う執行機関を言います。具体的には、町長、町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言います。

7. (7) 町民等

町民等とは、町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者のまちづくりの主体を言います。

8. (8) 協働

協働とは、「自助」、「共助」、「公助」の社会的役割分担の考え方に基き、まちづくりの主体がそれぞれの役割や責務に基づき対等の関係でお互いの特性を尊重しながら連携、協力してまちづくりを行う公共的な行動を言います。

## 第2章 まちづくりの基本原則

第2章は、4条で構成され、本町のまちづくりをどのように進めるかについての基本原則（ルール）を定めたものです。

前文及び第1条（目的）にのっとり、これからの三股町のまちづくりのルールとして四つの原則を定めています。

第3条のまちづくりの主体は、この原則に基づき又この原則を守りながらまちづくりを進めることとしています。

### （町民自治の原則）

**第5条 町民等は、まちづくりに自主的に参加することにより、町民等が主体のまちづくりを行うものとする。**

#### 【趣旨】

第5条は、まちづくりは、町民等が自ら考えて取り組むとともに自主的に参加することにより町民等が主体となったまちづくりを行うことを定めています。この原則は、本町のまちづくりにおいて最も基本となる考え方です。

#### 《解説》

1. 地域を取り巻く様々な課題は、まず町民等自らが考え判断し取り組むとともに、自治公民館などの地域コミュニティなどに自主的に参加することにより町民等が主体となって地域社会の課題の解決を図るまちづくりを行うことが持続可能で元気なまちづくりを進めるにあたって重要です。

### （情報共有の原則）

**第6条 町民等、町役場は、まちづくりの推進のためにそれぞれが保有する情報について、法令等の範囲内で公開又は提供並びに共有を図るように努めなければならない。**

#### 【趣旨】

第6条は、町民等と町役場同士のまちづくりについての情報の共有について定めたものです。

#### 《解説》

1. まちづくりを行うに際して町民等が考え的確な判断を行い取り組むためには、様々な分野に関する多様な的確な情報が欠かせません。まちづくりに参加したいという町民等の興味や意欲を喚起し、実際に参加を得るためには町役場などが保有する情報をわかりやすい形で町民に提供する必要があります。また、町民が保有する情報を町役場内で共有することでまちづくりをさらに進めていく必要があります。
2. 情報の公開、提供にあたっては、まちづくりの主体は、町民や団体の権利や利害を侵害しないように配慮しながら法令等（法律、命令、条例、条例施行規則）の範囲内で共有する必要があります。



### **(参加の機会確保の原則)**

**第7条 まちづくりに町民等の意向を反映させるため、町役場は町民等の参加の機会を確保しながらまちづくりを進めていくことを基本とする。**

#### **【趣旨】**

第7条は、まちづくりに町民等の意向を適切に反映させるため、町役場は町民等のまちづくりへの参加の機会を確保しながらまちづくりを進めていくということを基本とすることを定めています。

#### **《解説》**

1. まちづくりは、町民等が主体的、積極的に参加して始めて行うことができます。このため、町役場は、町民等に対して参加の機会を確保するとともに、町民等の参加を図るための取組みを進める必要があります。
2. なお、具体的な参加の機会については、地方自治法第148条の町長の事務の管理及び執行権に基づき町役場が決定します。

### **(協働の原則)**

**第8条 町民等、町役場は、お互いに創意、工夫しながら協力してまちづくりを行うものとする。**

#### **【趣旨】**

第8条は、今後のまちづくりを行うにあたっては、町民等と町役場の協働を基本的な考え方とすることを定めています。

#### **《解説》**

1. 協働とは、前文にも記載されているように「自助」、「共助」、「公助」の社会的な役割分担の考え方を基本に町民、地域コミュニティ、地域活動団体、事業者、町役場がそれぞれの責務や役割分担に基づいて、互いの特性を尊重しながら協力しあってまちづくりを行うことをいいます。
2. 協働のまちづくりを進めるにあたっては、それぞれのまちづくりの主体が目的と情報を共有し、相互の理解と信頼を図ることが前提となります。その上で各主体が対等の立場で相互協力してまちづくりを行うこととなります。
3. 地方分権の進展、国及び地方の厳しい財政状況、急速な少子高齢社会の到来に伴い今後は、低成長・成熟社会へ移行すると考えられます。今後とも自立した持続可能な地域社会を継続していくためにも、町役場は、協働のまちづくりの仕組等を整備して行く必要があります。

### 第3章 まちづくりの主体における権利と役割

第3章は、3節、10条で構成され、参加と協働のまちづくりを確実に進めていく上で、第3条に定めるまちづくりの主体（町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者、町役場）が自覚と責任を持って行動するためにまちづくりにおけるそれぞれの役割等を定めています。

#### 第1節 町民の権利と責務

第1節は、参加と協働のまちづくりを推進するにあたり必要な町民の権利と責務を定めています。

##### （町民の権利）

**第9条 町民は、まちづくり(法に規定する選挙権に関する事、直接請求や住民投票これらに類するものを除く。)に参加することができる。**

**2 町民は、まちづくりについて意見を表明し、又は提言することができる。**

**3 町民は、町役場が保有するまちづくりに係わる情報の提供を法令等の範囲内において受けることができる。**

##### 【趣旨】

第9条は、参加と協働のまちづくりを推進するために必要な町民の権利を定めたものです。なお、まちづくりについては、第4条のまちづくりの定義から地方自治法に規定する選挙権に関する事、直接請求や住民投票及びこれらに類するものは含みません。

##### 《解説》

1. 第1項は、これまでの町役場主体から町民主体へのまちづくりへと推進するためにまちづくり(地方自治法に規定する選挙権に関する事、直接請求や住民投票及びこれらに類するものは含まない)に参加することができることを定めています。まちづくりの定義については、第4条の(1)で定めています。
2. 第2項は、これからのまちづくりは、町民と町役場が連携、協力しながら進めていくことを基本とすることから、町民がまちづくりについて意見を表明し提言することができることを定めています。
3. 第3項は、町民がまちづくりに主体的、積極的にかかわるために町役場が保有するまちづくりに関する情報について法令等（法律、命令及び条例並びに条例施行規則）に違反しない範囲で情報の提供を受けることができることを定めています。従って法令等で公開、提供が禁止されているものは提供の範囲には含まれません。

##### （町民の責務）

**第10条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに積極的に参加するように努めるものとする。**

**2 町民は、まちづくりへの参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに個々の立場を互いに尊重しながらまちづくりの推進に努めるものとする。**

##### 【趣旨】

第10条は、町民のまちづくりに関する責務を定めています。

##### 《解説》

1. まちづくりにおける町民の責務としては、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづ

くりに積極的に参加することを責務として掲げています。また、参加にあたってはその発言と行動に責任を持つとともに地域には様々な立場、意見の人がいることから互いに尊重し調和しながらまちづくりの推進に努めることを掲げています。

2. 本条に規定する町民の参加は、義務として強制するものではなく町民が主体的、自発的に果たすべきことから責務として定めています。

## 第2節 地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者の役割

第2節は、自治公民館、PTA、壮年連絡協議会など地縁を基盤とし住み良い地域社会を作ること  
を目的とした地域コミュニティ、営利、宗教、政治を目的とせず福祉、文化及びスポーツなど一定の  
目的を持った公益性のある活動を町内を中心に行う団体で本町の区域内に主たる事務所を有するボラ  
ンティア団体やNPO法人などの町民活動団体、本町の区域内に営利又は非営利を目的として主たる  
事務所等を有する株式会社などの法人や個人事業主並びに一般社団法人や学校法人、医療法人などの  
事業者の役割を定めています。

これらの団体は、本町において「共助」の役割を担い協働のまちづくりの推進を行う団体として守り  
育てる必要があります。

### (地域コミュニティの役割)

**第11条 地域コミュニティは、その構成員の意見を取りまとめながら、地域自治の担い手として主体的なまち  
づくりに努めるものとする。**

**2 地域コミュニティは、町役場や他のまちづくりの主体との交流及び連携を図り、協働のまちづくりの推進に努  
めるものとする。**

### 【趣旨】

第11条は、自治公民館をはじめとする地域コミュニティのまちづくりに関する役割を定めてい  
ます。地域コミュニティの定義は、第4条第3号で定めています。

### 《解説》

1. 地域コミュニティとは、第4条の「基本となる用語」の中でも説明していますが、自治公民館  
など一定の地区に住んでいる人が地縁に基づいてお互いに助け合って住みよい地域社会を作  
ることを目的に自主的に活動する団体をいいます。これらの団体は、地域の実状と課題をよく  
知っていることから本町のまちづくりにおいて「共助(個人で解決できない場合は、地域でサポ  
ートする)」を担う上で重要な役割を有しています。

これらを踏まえて第1項では、地域の多様な意見を尊重し取りまとめることができる地域の  
担い手として、主体的なまちづくりに努める役割が地域コミュニティには求められています。

2. また、第2項では、地域コミュニティは、地域の多様な意見をまとめながら町役場や他のま  
ちづくりの主体との交流、連携を図り協働してまちづくりを進めることをその役割として求  
めています。

**(地域コミュニティ活動への参加)**

**第12条 町民は、地域の意見を反映し、まちづくりを多様に支えることができる地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティへの参加に努めるものとする。**

**【趣旨】**

第12条は、町民が地域コミュニティ活動に積極的に関わっていくことを求める規定です。

**《解説》**

1. 本町において、地域コミュニティ、特に自治公民館は、前条に定めるようにまちづくりにおいて重要な役割を有しています。町民は、地域の意見を反映しまちづくりを多様に支えることのできる地域コミュニティの役割を再認識し、まちづくりの主体として守り育てることが重要です。このため本条で地域コミュニティへの町民の積極的な参加に努めることを定めたものです。

**(町民活動団体の役割)**

**第13条 町民活動団体は、自らの目的に沿った活動を通して、地域社会の一員として町役場や他のまちづくりの主体との交流及び連携を図り、地域の課題解決に向けて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。**

**【趣旨】**

第13条は、NPO法人やボランティア団体などの町民活動団体のまちづくりに関する役割を定めたものです。町民活動団体の定義は、第4条第4号で定めています。

**《解説》**

1. 本町においても地域コミュニティによる活動のほか、環境や福祉分野などのテーマに基づいたボランティア団体の活動も行われています。町民活動団体の社会貢献につながる自主的、自発的な取組は、町民のニーズが多様化し専門的、高度的になる中で「共助」の役割を担う活動として協働のまちづくりを進めるにあたって重要になってきています。

**(町民活動団体の活動の尊重)**

**第14条 町民は、福祉、文化、スポーツなど地域における多様なつながりを基礎とした、自発性、自主性を基本とする町民活動団体の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。**

**【趣旨】**

第14条は、町民活動団体の役割を認識しその活動を尊重するよう町民に求める規定です。

**《解説》**

1. 本町では、町民活動団体の活動はあるものの多数の組織があるわけではなく又、活動分野も特定のものとなっています。他の自治体では、これまで行政の役割と考えられた分野においてもNPO法人やボランティア団体がそれぞれの得意分野を活かし行政と協力しながら公共的なサービスを提供している自治体もあります。町民はこれらの団体の活動の役割(意義)を認識し尊重することにより育てていく必要があります。

## (事業者の協力)

**第15条 事業者は、地域社会の一員として社会的責任を認識するとともに、地域の公益的な活動に協力しながらまちづくりの推進に努めるものとする。**

### 【趣旨】

第15条は、事業者のまちづくりにおける役割を定めています。本条では株式会社や個人事業主などの営利を目的とする事業主又は営利を目的としない一般社団法人や一般財団法人並びに学校法人、医療法人などは、その活動が町民の生活やまちづくりに影響を及ぼすことからまちづくりの主体に含め、協働のまちづくりの推進に協力していくことを求めています。事業者の定義は、第4条第5号で定めています。

### 《解説》

1. 公共領域への民営化が広がる中で今後、新たな公共主体の担い手としての事業者の重要性が増してくることが予想されます。又、地域社会の一員として事業活動に際して環境に配慮するとともに、地域との調和を図りながらその活動を行うことが求められています。本条で事業者は、町役場や他のまちづくり主体の公益的な活動に協力しながらまちづくりの推進に寄与することを定めています。
2. 事業者は、営利を目的とする性格もあることから、他のまちづくりの主体のように「役割」ではなく「協力」という表現を使っています。
3. 具体的には、事業者自らが企画、主催してまちづくりの活動を行う場合や事業者の社員等が、地域の活動に参加したり参加しやすい環境整備を行うことなどが想定されます。

## 第3節 町役場の役割

第3節は、まちづくりにおける町役場(行政)の役割を定めたものです。

町役場とは、町長や町長部局のほか教育委員会をはじめとする各種行政機関など自治体の行政事務を管理執行する機関を言います。

町役場は、第4章第2節で定めた町民参加の機会の確保の定めにより、参加しやすい環境の整備を推進するとともに町民の意見、要望、提案を公平公正かつ総合的に検討することにより適切にまちづくりに反映させる役割があります。

第3節では、町民のための町役場を基本的な考え方として町長、町役場の行政機関、町職員に分けて各々の役割を定めました。

## (町長の役割)

**第16条 町長は、町の代表者として公正かつ誠実なまちづくりを行うとともに、町民等の意向の反映と協働による町政の運営に努めなければならない。**

### 【趣旨】

第16条は、町の代表者である町長の役割を掲げています。本条で使われている町の代表者とは、町長は、町民の代表であるとともに法人格を有する三股町の代表でもあるため、両方の意味を含めて町の代表者としています。

## 《解説》

1. 地方分権の時代にあつて首長の役割の重要性が増すなか、町長には、町の代表者として総合的な視点に立ちリーダーシップをとって地域経営を行うことが求められています。地域経営を行うにあたっては、町民等のまちづくりに関する意向の反映と協働を基本とした町政の運営に努めなければならないことを、その役割として本条で定めています。

### (町の行政機関の役割)

**第17条 町の行政機関は、まちづくりに関する町民等の意見及び提案を総合的に検討し、まちづくりに反映させるように努めなければならない。**

#### 【趣旨】

第17条は、町の行政機関の基本的な役割を掲げています。

## 《解説》

1. 町の行政機関とは、町長の事務部局及び教育委員会をはじめとする各種行政委員会の町の行政事務を管理執行する機関を言います。本条ではこれらの執行機関全体を通して共通する役割を定めています。町の行政機関を具体的に言うと、町長部局（各課・室）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言います。
2. 町の施策を様々な形で実行する町の行政機関は、まちづくりに関する町民等の意見及び提案を総合的に検討し、町長の指示を受けながらまちづくりに反映させるよう努めなければならないことを本条で定めています。

### (町職員の役割)

**第18条 町職員は、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、この条例を尊重しながら町民等と協働してまちづくりに努めなければならない。**

**2 町職員は、自らが地域社会の一員として積極的に地域の公共的活動に参加するように努めるものとする。**

#### 【趣旨】

第18条は、町長の補助機関(特別職である副町長その他の一般職員)である職員や各行政委員会の委員や職員などのまちづくりにおける心構えや基本的な役割を掲げています。

## 《解説》

1. 第1項は、参加と協働のまちづくりを進めるためには、町職員が全体の奉仕者であることを再度確認し町民の信頼を得ながら町長や町の行政機関がその役割を果たせるように、この条例を尊重し町民等と協働してまちづくりに努めなければならないことを定めています。
2. 第2項では、職員は、地域社会の一員として自治公民館の加入は勿論のこと地域の公共的活動に積極的に関わり地域のまちづくりに貢献するように努めることとしています。
3. 具体的な職員の範囲は、町長がこの条例の趣旨に沿って別途定めることとします。

## 第4章 参加と協働のまちづくりを行うための仕組

第4章では、第2章の「まちづくりの基本原則」を具体化し町民参加と協働のまちづくりを推進するために町役場が行う取組や仕組を3節、9条に分けて規定しています。この章の対象となるのは、町役場となります。

### 第1節 情報の公開、提供及び説明責任

第1節は、町役場の情報の公開、提供及び説明責任について規定しています。

町民が自ら考え主体的に参加する協働のまちづくりを推進するためには、町役場が保有するまちづくりに関する様々な情報やまちづくりに対する考え方などが十分に提供・説明されることが前提となります。

#### (情報の公開、提供)

**第19条 町役場は、町民等の参加によるまちづくりを推進するために、法令及び三股町情報公開条例(平成13年三股町条例第3号)で定めるところにより、町役場の保有する情報を公開、提供しなければならない。**

**2 町役場は、情報の公開、提供にあたっては、分かりやすい表現を用いて町民等に理解されるように努めるとともに、法令等に基づいて個人や団体の権利及び利益が侵害されることのないように措置しなければならない。**

#### 【趣旨】

第19条では、まちづくりに関して法令及び三股町情報公開条例(平成13年三股町条例第3号)に定めるところにより町役場が保有する情報を公開するとともに、また、まちづくりに関して公表、提供出来る情報については、適切な時期に町民等に分かりやすい表現を用いて公表、提供に努めることで町民がまちづくりに参加しやすい環境を整えることを規定しています。

#### 《解説》

1. 具体的には、次のようなまちづくりに関する情報を公表、提供します。

##### [公開する情報]

- ①総合計画やその他のまちづくりに関する重要な基本計画及びこれらの計画に係る案
- ②まちづくりに関して基本的なことを定める条例又は改定条例案
- ③主要施策及び重点事業に関する情報
- ④町の財政状況及び予算・決算に関する情報
- ⑤町の行政評価の実施結果
- ⑥町の行政改革に関する情報
- ⑦町長の交際費

##### [提供する情報]

- ①町役場の仕組み制度等（組織及び職員定数並びに給与に関するもの）に関する基本的な情報
- ②防災、環境、住い、健康・福祉・医療その他町民生活と密接な関係がある情報
- ③地域開発及び重要な施設の管理、整備に関するもの
- ④町民のまちづくりへの参加及び協働に関する情報
- ⑤町民の意識、生活実態等に関する調査結果及び統計調査に関する情報
- ⑥町役場が行う試験、行事に関する情報
- ⑦町民から寄せられた町政に対する意見、要望等及びこれらに対する対応又は回答

2. 現在の情報の公表、提供体制については、町が発行する広報紙への掲載、回覧板での提供、町のホームページへの掲載、町の施設での掲示が主な方法ですが、今後ともこの提供体制の維持、整備・拡充に努めていきます。

3. また、町役場の情報の取扱いについては、三股町情報公開条例に基づき、町民個人の権利及び利益が侵害されることがないように運用します。

#### **(説明責任)**

**第20条 町役場は、まちづくりの基本となる重要な施策の決定について、町民等から説明の要請があったときは、分かりやすく説明しなければならない。**

#### **【趣旨】**

第20条は、町民等への町役場の説明責任を定めたものです。

#### **《解説》**

1. 町役場は、町民からまちづくりの基本となる計画や財政、事業評価などの内容や重要な施策の決定や決定の過程について、町民等から説明を求められたときは、誠実に分かりやすく説明することとしています。
2. また、従来の説明は、事後に重点が置かれていましたが、今後は、過程の段階で説明を求められたときは、町民の理解が得られるよう説明に努めることとしています。

### **第2節 町民等の町政への参加の機会確保**

第2節は4条で構成され町民等が町政に参加する機会を確保するために町民等が参加できる対象及び参加の方法について定めています。

なお、対象及び方法については、地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基づき町役場が決定します。

#### **(計画策定等と施策実施時における参加の機会確保)**

**第21条 町役場は、総合計画やまちづくりの基本となる重要な施策及び条例の制定改定にあたり、町民等の参加する機会の確保に努めなければならない。**

**2 町役場は、施策の実施にあたっては、町民等の参加する機会の確保に努めなければならない。**

#### **【趣旨】**

第21条は、町政への町民等参加の対象について基本的な考え方を定めたもので町役場がどのようなものを町民等参加の対象とすることができるかを定めています。対象となるものは、現在までに実施しているもの及びこれと同等のものが対象となります。なお「～確保に努めなければならない」とは、町役場の努力義務を定めたもので、地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基づき、町役場がその対象を決めることとなります。

#### **《解説》**

1. 第1項では、町の「総合計画」やまちづくりの基本となる重要な施策（基本的な方針や「まちづくりに関する重要な計画」及び町民の生活に重要な影響を及ぼす計画）の策定、生活、環境、等、町民の生活に影響を及ぼす条例の制定・改定については、町民の参加の機会を確保に努めることとしています。
2. 重要な施策の具体的なものとして、環境、福祉、開発・保全などの分野における基本計画、行政改革大綱などの重要な施策の方針などを想定しています。



3. 条例の具体的なものとして、環境、福祉、開発・保全などの各分野における基本的な施策の方向性を定める条例を想定しています。なお、条例の制定・改定については、①軽易な変更であるもの、②法令等の規定により実施手続の基準が定められているもの、③町税や分担金、使用料及び手数料等、町役場が一方的に賦課徴収するものや金銭の徴収に関するもの、④町役場の組織、人事その他内部の事務処理に関するもの、⑤法令による制約や緊急に制定する必要がある場合などは参加の対象となりません。
4. 参加できる対象及び機会の確保については、現在までに実施しているもの及びこれと同等のものを対象として想定しています。なお条文の中の「～確保に努めなければならない」とは、町役場の努力義務を定めたもので、地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基き、町役場がその対象を決めることとなります。
5. また、第2項では、町役場が行う施策の実施段階においても幅広く町民の参加を得るように努めることを規定しています。町役場は、事業を実施するにあたり、町民の創意、工夫が活かされるように参加の広報に努め幅広い町民の参加を得て施策の実施に努めることとしています。具体的には、「みんなで創ろう！みまたん地域づくり推進事業」などの、町民の創意と工夫が活かされるソフト的な事業などを想定しています。

#### **(参加の方法)**

**第22条 町役場は、前条第1項に規定する参加の機会を確保するため、次に掲げる方法を必要に応じて行うものとする。**

- (1) 審議会等**
- (2) ワークショップ**
- (3) パブリックコメント(町民等からの意見聴取)**
- (4) アンケート**
- (5) 町民座談会**
- (6) 前各号に定めるもののほか町長が別に認めた方法**

#### **【趣旨】**

第22条は、第21条の規定に基づき町役場が町民等参加の機会を設けるときの参加の具体的な方法を規定しています。どの方法を選択するかは、必用に応じ地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基き町役場が決定します。

#### **《解説》**

1. 町民等の参加の方法は五つあり、参加の対象により必要に応じて単独で又は組み合わせて実施します。どの方法を選択するかは、町役場が決定します。
2. (1)の審議会等への委員としての参加とは、審議会や検討委員会に有識者、関係団体の代表者等が参加することにより、様々な視点から課題整理や方向性の検討を行う方法です。
3. (2)のワークショップとは、特定のテーマや課題に対応するため関係団体の代表者等から構成されるグループによる意見交換や共同作業を行いながら、課題の抽出や解決策、方向性について合意形成を図る方法です。
4. (3)のパブリックコメントとは、重要な施策等の策定・改定の際に素案の段階で内容等を公表して町民等の意見を広く聴くとともに、提出された意見を参考にして町役場の意思決定を行う方法です。実施の手続きや対象となるものは、「三股町パブリックコメント手続実施要綱」で定めます。

5. (4) のアンケートとは、広く町民の意識を把握するために本町の区域内に住所を有する個人を無作為に抽出して無記名の方式により多数の町民に一定の質問を行い意見や意識を確認する方法です。
6. (5) の町民座談会とは、本町の一定の区域内の町民が集まる場所に町役場の職員が出掛け町政の現状や計画等の素案、事業の内容などについて説明を行いそれに対して町民の皆さんからの質問や意見を表明できる場を設ける方法です。

#### **(委員の公募)**

**第23条 町役場は、審議会等の委員の選任にあたっては、委員を公募するよう努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。**

- (1)法令等で委員の資格要件が定められている審議会等**
- (2)特定の個人及び団体の非公開情報並びに行政処分に係る審議会等**
- (3)専門的知識が要求される審議会等**

#### **【趣旨】**

第23条は、審議会等の委員を町民からの公募により選任することについての規定です。公募については、「～公募するよう努めなければならない」と規定しているとおり、町役場の努力義務を定めたもので、地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基き、町役場がその対象及び委員の要件等を決めます。

#### **《解説》**

1. 審議会等とは、まちづくりに関する重要な計画や施策及び条例を策定する際、町長から諮問を受けて計画案や施策又は条例等の内容について答申する機関です。
2. 審議会等は、設置目的により学識経験者の専門的な意見や自治公民館等関係者の経験などに基づく意見を直接聞くことのできる町民参加の方法です。
3. 審議会等の委員には、その設置目的から団体の代表者や有識者の委員に加え公募の委員を加えるように努めることで町民の参加の機会を拡充するものです。
4. 「～公募するよう努めなければならない」とは、町役場の努力義務を定めたもので、地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基づき、町役場がその対象及び委員の要件等を決めます。
5. なお、第1号から第3号に規定している公募に適さないなどの理由がある場合は、この限りではありません。
  - (1) 町国民保護協議会など法令により委員の構成が定められている場合
  - (2) 特定の個人及び団体の非公開情報並びに行政処分に係る審議
  - (3) 高度な専門的知識が要求される場合

**(意見等の広聴)**

**第24条 町役場は、まちづくりに対する町民等からの要望、提言、意見を広く聴きながら施策への反映に努めるものとする。**

**【趣旨】**

第24条は、町民等からまちづくりに関する要望、提言、意見があった場合の町役場の対応について規定しています。

**《解説》**

1. 町民等からまちづくりの要望、提言、意見に対して町民との信頼関係を強化するため速やかに事実関係を調査し誠実に行政サービスの改善や施策の反映に努めていくこととしています。

**第3節 参加と協働のまちづくりを行うための町政運営**

第3節は、3条から構成され参加と協働のまちづくりを推進するための町政運営の基本的な方針を掲げています。

**(総合計画等によるまちづくり)**

**第25条 町役場は、総合的、計画的なまちづくりを行うため総合計画を策定してまちづくりを推進するとともに、計画の策定にあたっては、この条例にのっとり行わなければならない。**

- 2 総合計画は、新たな行政需要にも対応できるように検討を加え必要な見直しを行うことができる。
- 3 町役場は、まちづくりに関する各行政部門ごとの計画を策定し、及び条例を制定する場合は、法令等に違反しない限りにおいて総合計画との整合性に配慮しなければならない。

**【趣旨】**

第25条は、今後のまちづくりについて町役場は、総合計画を策定しこれに基づいて推進することを定めています。

**《解説》**

1. まちづくりの基本指針である総合計画は、長期的なまちづくりのビジョンを示すものです。このため計画の内容には、町民の意向が適切に反映されることが重要となります。
2. 総合計画等における町民の意向の反映は、第21条及び第22条に規定されており計画策定前の今後のまちづくりの意向を把握するアンケート調査、素案段階における地区座談会での質問や意見表明、素案のパブリックコメントの実施、関係団体の代表者等の委員からなる審議会での審議などを通じておこなわれます
3. このため第1項及び第3項で
  - ①総合計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例の各条項の趣旨に則して策定すること
  - ②町役場が行う事業は、法令等の規定によるほか総合計画に基づいて実施すること
  - ③総合計画以外の各部門ごとのまちづくりに関する計画は、法令等に違反しない限りにおいてまちづくり基本条例にのっとり策定するとともに、総合計画との整合性を配慮して策定することにより総合的なまちづくりを行うこととしています。
4. 総合計画等の策定後は、町民への周知を行うとともに進行管理を適切に行うことが重要です。また第2項で、総合計画は新たな行政需要にも対応できるよう必要な見直しを行うこととしています。

## (財政運営)

**第26条 町役場は、自主自立のまちづくりを進めるために健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。**

**2 町役場は、総合計画を踏まえた予算編成及び執行に努め、効率的な財政運営に努めなければならない。**

**3 町役場は、町の財政状況について分かりやすく公表しなければならない。**

### 【趣旨】

第26条は、財政面からのまちづくりに関する規定です。

まちづくりは、財政面からの裏付けがあってはじめて推進することができます。

### 《解説》

1. 現在、本町でも全国のほとんどの自治体と同様、厳しい財政状況にあります。このような中、自主自立のまちづくりを進めていくためには、これまでに以上に事業を精査するとともに行政改革大綱に基づいた行財政改革の取組みにより、健全で持続可能な財政運営に努めていかなければならないことを第1項で定めています。
2. 第2項では、町役場は、町民の意向が反映された総合計画を踏まえた予算編成に努め効率的、効果的な財政運営に努めることとしています。
3. 現在、財政状況の公表については、地方自治法においても規定されていますが、参加と協働のまちづくりを進めるにあたっては、町民等が財政状況を十分に把握できることが重要です。そのため第3項では、町民に分かりやすい資料を作成し公表することを定めたものです。現在、毎年度、広報で分かりやすく公表しているところですが、更に工夫を重ねながら町民への分かりやすい財政状況の公表に努めます。

## (助け合い体制の構築)

**第27条 町役場は、あらゆる災害から町民の生命及び財産を守るため町民等やその他関係団体との連携、協力を図るとともに、地域の相互支援による助け合い体制の構築に努めなければならない。**

### 【趣旨】

第27条は、町役場の災害時における助け合い体制の構築に関する規定です。

### 《解説》

1. 町役場が災害から町民の生命及び財産を守るためには、まちづくりの主体との連携・協力が重要であり協働のまちづくりを推進するにあたって助け合い体制の構築は最たるものです。
2. 近年、東日本大震災を始めとした大規模災害が発生する中、本県においても新燃岳の噴火による降灰、口蹄疫や鳥インフルエンザによる大規模な家畜伝染病が続けて発生しています。また今後、東海、東南海、南海の連動型地震やえびの市付近を中心とする内陸直下型地震等の発生も想定されています。
3. 災害から町民の生命財産を守ることは、町役場の基本的な責務ですが、大規模な災害が発生した場合は、町役場だけでは対応出来るものではありません。
4. 町役場は起こりうる大規模な災害を想定し、日頃から各まちづくりの主体の特性を活かしながらその他の関係団体とも連携、協力して地域の相互支援による助け合い体制の構築に努める必要があります。

## 第5章 まちづくりの主体による協働の推進

第5章は、4条で構成され、町民と町役場、あるいは地域コミュニティと町役場など第3条で定めるまちづくりの各主体が協働のまちづくりを行なっていく上での基本的な事項について定めています。

協働のまちづくりとは、各まちづくりの主体が「自助」、「共助」、「公助」の社会的役割分担に基づき、その特性を活かしながら連携、協力してまちづくりを推進することをいいます。

例えば、町役場では平成23年度から災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者などを把握し地域での支援を受けながら安全に避難できる仕組みづくりに取り組んでいます（「災害時要援護者支援事業」）この事業は、町役場、地域コミュニティが連携・協力して行う協働のまちづくりの一つといえます。

今後、協働の推進のために、町民等や町職員への啓発並びに研修、協働の事業を通したまちづくりの推進を図っていくこととしています。

### （各主体の連携・協力）

**第28条 まちづくりの各主体は、第8条の協働の原則に基づきそれぞれの役割を認識し、まちづくりに努めるものとする。**

#### 【趣旨】

第28条は、協働のまちづくりにおける基本的な考え方を定めています。

#### 《解説》

1. 地域のまちづくりは、地域の住民が自ら考えその役割を自覚するとともにお互いに尊重しながら協力して地域の課題を発見、解決しまちづくりを進めることが基本です。
2. 地域を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口減少、経済・財政環境の変化（経済のグローバル化や国・地方公共団体の財政状況の悪化など）、生活様式の変化、多様化などにより大きく変化してきており、これに伴い地域には多くの課題と要望が存在します。またこれにより町民の皆さんのニーズも多様化してきています。近年の核家族化や個人主義の考え方により地域の繋がりが希薄化してきている感もあり、今まで地域で担ってきた取組の機能低下も懸念されています。
3. この様に多様化する様々な課題について公平性重視で画一的な町役場の取組だけでは限界があります。今後は、町民、地域コミュニティ、地域活動団体、事業者と町役場との協働により行なっていくことが今後のまちづくりには求められています。
4. 協働のまちづくりは、前文にも規定しているとおおり「自助」、「共助」、「公助」の考え方を基本に町民、地域コミュニティや町民活動団体、事業者、町役場が相互に協力しながら取り組んでいくことを本条では定めています。

### (活動に対する支援、育成)

**第29条 町役場は、地域コミュニティや町民活動団体の自主性、自立性を尊重し、これらの団体がまちづくりの主体として活発に活動できる環境の整備に努めるものとする。**

**2 町役場は、町民や前項の団体のまちづくりに参加する意識の啓発を図るものとする。**

#### 【趣旨】

第29条は、町役場は、地域コミュニティや町民活動団体が活発に活動できる環境の整備に努めることを規定しています。

今後のまちづくりにおいて、これらの団体がまちづくりの主体としてその役割を担うためには、活発に活動できる環境の整備や情報、人材、学習の面での支援、育成が必要と考えられます。

#### 《解説》

1. 町役場の支援・育成にあたっては団体の自主性、自立性を損ねることなく行うとともに、支援、育成を受ける団体は、その支援が公共性が高いものであることを認識して行動する必要があります。

### (町民等からの協働のまちづくりの提案)

**第30条 町民等は、協働のまちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案及び意見(以下「提案等」という。)を町役場に提出(法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するもの及び第24条の規定に関するものを除く。)することができる。**

**2 町役場は、町民等が容易に提案等を提出できるよう必要な措置を講じるものとする。**

**3 町役場は、提案等の内容について事実関係を調査し検討結果を提案者に回答するとともに、提案等の内容及びその検討結果を公表するものとする。**

#### 【趣旨】

第30条は、協働のまちづくりに関する町民等からの提案について定めています。

#### 《解説》

1. 町役場では、現在、「災害時要援護者支援事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」など町民等との協働のまちづくりを行うための事業を実施しています。

2. 今後も、町役場が考える町民等との協働の事業を推進して行くこととしていますが、地域で様々な情報やネットワークを持つ町民等の皆様から、協働のまちづくりの施策や事業についての提案及び御意見を町役場に提出できる制度を第1項において定めています。

この制度を設けることにより町民等の視点からも協働のまちづくりを推進していくことを目的としています。なお、第30条の提案は、地方自治法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するもの及び第24条の規定に基づく行政サービスに関するもの、個別の苦情等については提出することはできません。

3. 第2項では、町役場は、町民等の皆様が簡単に提案をできるように仕組みを整えるとともに第3項では、提案の内容及びその検討結果を公表することとしています。

**(協働のまちづくり推進会議)**

**第31条 町民等の参加と協働によるまちづくりを推進するために、町長は、協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、次に掲げること(法に規定する選挙権に関する事、直接請求、住民投票やこれらに類することを除く。)について審議提言を求めるものとする。**

**(1)まちづくりへの参加及び協働のまちづくりに係る推進施策に関する事。**

**(2)この条例の運用状況に関する事。**

**(3)この条例の見直しに関する事。**

**2 町役場は、推進会議の内容を公表するとともに、その結果が今後のまちづくりへ反映するよう努めるものとする。**

**【趣旨】**

第31条は、町長は、「町民等の参加と協働によるまちづくり」を推進するために、その実施状況を確認し、推進のための施策について意見を交換する「協働のまちづくり推進会議」を設置することを定めています。委員会の性格としては、町長が設置する審議会（地方自治法第138条の4に基づく附属機関）と同じ性格をもつ位置づけとなります。

**《解説》**

1. 協働のまちづくり推進会議は、町長が設置する審議会で町役場が参加と協働のまちづくりの実施状況を報告するとともに、町役場と協働のまちづくりの施策について意見交換を行う場を設けることにより、この条例を活きた条例にするために設けられる機関です。なおこの審議、提言事項については、地方自治法に規定する選挙権に関する事、直接請求、住民投票やこれらに類することは含まれません。
2. 会議は年1回は開催し前年度の町民等の参加と協働の実施状況の報告や意見交換を行います。また、第30条の町民提案制度により提出された意見と結果について報告することとしています。
3. 町役場は、この会議の結果についてはホームページ等で町民に公表することとしています。
4. 会議のメンバーは、地方自治法第148条の長の事務の管理及び執行権に基き、町役場で決定しますが、この条例の趣旨や本町の実状から自治公民館関係者及び各種団体等の代表者並びに有識者を中心に構成することとし詳細については、別途、町長が定めることとしています。

## 第6章 町議会及びその他の機関との連携

第6章は、本町のまちづくりにおける、町役場と町議会及びその他の機関との関係及びまちづくりにおけるこれらの機関の役割について定めています。

第1節は、この条例と町議会との関係について、第2節は近隣の自治体等との連携・協力について定めています。

### 第1節 町議会との関係

第1節は、まちづくり基本条例と町議会との関係について定めています。

#### (町議会との連携等)

**第32条 町議会は、この条例の趣旨がまちづくりに適正に反映されているか独立の立場から監視及び検証に努めるものとする。**

**2 町議会は、政策議論、提案の充実を図ることにより町役場と連携しながらまちづくりに努めるものとする。**

#### 【趣旨】

本町は、町役場が「まちづくり基本条例」を、町議会が「議会基本条例」を制定しています。この二つの条例の関係は「車の両輪の関係」という形で捉えることができます。すわなち、参加と協働のまちづくりについてお互いの立場から条例を制定し推進をしていくという考えです。

本条は、議会の「自主自律的運営に関する権限（自立権）」（議会が自己の組織及び運営について長等の執行機関や第三者からの関与を排除して自主かつ自律的に行いうるための権限）に配慮するとともに「本条例における参加と協働のまちづくりにおける議会の役割」とは何かを考えて、まちづくり基本条例と町議会との関係について定めています。

#### 〈解説〉

1. 本条例では町議会については、第3条のまちづくりの主体に含まれていません。  
第3条の解説に規定しているように町議会も、まちづくりの主体であることに相違はありませんが、議会は、町の最終的な意思決定及び執行機関の運営が適正に行われているかを監視する役割が主要な責務であることから本条例のまちづくりの主体には含まれていません。
2. 本条では、法に定める二元代表制の基で本条例を制定し運用すること、議会基本条例において議会独自の立場から町民主体、町民参加、政策提言等の議会運営を行うことが定められていることから、町議会は町役場から独立した独自の立場で、本条例に定める町役場等のまちづくりについて適正に条例の趣旨が反映されているか監視・検証に努めるとともに、政策議論、政策提案を図ることにより町役場と連携しながらまちづくりに努めることを定めています。

### 第2節 その他の機関との関係

第2節は、町役場とその他の機関との関係について定めています。

本町は自主自立の道を選択しましたが、行政需要の多様化や政策課題の広域化など町役場単独では対応できない課題も増えています。本町では従来から日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化等の観点からゴミ処理や消防・救急など10の事務について近隣の自治体に事務を委託して処理を行うと伴に広域的な課題に対応するため広域行



政推進協議会を近隣の自治体と設置しています。本条は、圏域に共通する広域的な課題に対しては、県や近隣の自治体等と連携してまちづくりに努めることを定めています。なお、その他の機関とは、県及び近隣の自治体等をいいます。

### **(近隣の自治体等との連携及び協力)**

**第33条 町役場は、共通及び広域的な課題に対して県や近隣の自治体等との情報交換により相互理解を図るとともに、必要に応じて連携及び協力してまちづくりに努めるものとする。**

#### **【趣旨】**

第33条は、地方分権の趣旨を踏まえ県と対等、協力関係のもとで相互に連携協力するとともに、行政需要の多様化、政策課題の広域化など町役場だけでは対応できない課題が増えている中、近隣の自治体等(等とは、地方自治法第157条による公共的団体を含む)と連携・協力しながら課題の解決を図ることを定めています。

#### **《解説》**

1. 町役場では、従来から事務処理の効率化や日常生活圏の広域的な課題への対応の観点からゴミ処理や消防・救急などの事務について都城市に事務を委託して処理しています。また、現在都城市、鹿児島県曾於市及び志布志市とともに都城広域定住自立圏を形成し、これらの各自治体と「定住自立圏形成協定」を締結することにより、圏域において人の定住のために必要な生活機能を確保するため様々な分野で連携して広域的なまちづくりを進めています。

その他、県内の4市(都城市、日南市、串間市、小林市)1町(高原町)及び鹿児島県内の2市(志布志市、曾於市)1町(大崎町)とともに「南九州総合開発協議会」を組織し広域的な課題解決に向けても取り組んでいます。

2. この条文の近隣の自治体等とは、都城市、鹿児島県曾於市、志布志市などの他に現在、都城市北諸県郡医師会の公共的団体とも連携協力しながら救急医療拠点施設の整備・更新などの取組を行っていることから地方自治法第157条に規定される公共的団体を含みます。

3. これらの取組は、各自治体等と対等であること、自立していることを前提に情報交換により相互理解を図るとともに必要に応じて連携協力しながら広域的な視点からのまちづくりを進め、人口定住に向けた取組を進めていくこととしています。

## 第7章 条例の見直し

第7章は、この条例の見直しについて定めたものです。

### (条例の見直し)

**第34条** この条例は、社会経済情勢の変化、まちづくりの進捗状況等を勘案して必要に応じて見直しを行うものとする。

**2** 町役場は、前項の見直しを行うにあたっては、町民等の意見を聴取するとともに適切に反映させなければならない。

### 【趣旨】

第34条は、この条例がその役割を十分に果たすように条例の見直しを行うことについて定めたものです。

### 〈解説〉

1. 今後の社会経済情勢の変化やまちづくりの進捗状況等の変化に柔軟かつ的確に対応するために条例の見直しに関する規定を設けています。特に見直しの年限を設けなかったのは、めまぐるしく変化する社会・経済情勢の必要に応じて見直しを行うことが必要という考えからです。
2. 条例の見直しは、第31条に定める「協働のまちづくり推進会議」における審議事項になっています。町長は、「協働のまちづくり推進会議」の見直しに関する提言については、その提言を尊重するとともにかつ諸般の事情を考慮しながら総合的に取り扱うこととします。
3. 条例の見直しにあたっては、この条例制定の趣旨にのっとり町民の意見を聴取しながらその意見を適切に反映させなければいけないこととしています。

## 第8章 補則

### (委任)

**第35条** この条例の施行に際し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

### 【趣旨】

第35条は、この条例がその役割を十分に果たすように施行に際し条例施行規則等を定めることとしています。

### 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### 附則

この条例は、平成25年6月28日から施行する。